

タイ・会計税務ニュースレター

第2回

タイにおける法人税

2023年11月

1.はじめに

タイは依然として海外投資家にとって人気の国です。タイの商務省（DBD）の情報によると、2023年上半期の新規海外投資は約300社です。そのうち日本からの投資はタイにおける新規海外投資において最大であり、投資件数約70社（2023年新規海外投資家全体の23%）、投資額は175億2,700万バーツとなっています¹。

タイの法律に基づいて設立され、タイで事業を行う全ての会社は法人税の対象となります。既存または新規の投資家にとって、法人税の原則は事業運営する前に理解しておくことが重要です。この記事では、タイへの投資やビジネスを行う際に考慮すべきタイの法人税のコンセプトの概要を説明します。

なお、下記記載内容は2023年8月26日現在での法令に基づき記載しております。それ以降の最新の法令改正等につきましては、本稿では対象外としている点について予めご了承ください。

Contents

- ・ 課税対象
- ・ 税率
- ・ 税金計算
- ・ 税務申告と納税
- ・ 税務調査
- ・ その他課税規則
- ・ タイにおける税制優遇措置
- ・ 終わりに

¹ タイ商務省（DBD）No.110（日付2023年7月19日）

2.課税対象

タイにおける法人税は、タイで事業を行っている、またはタイでは事業を行っていないが、タイから特定の種類の所得を得ている企業等に対して課される直接税です。法人税の範囲では、以下の事業体に法人税を支払う義務があります。

2.1 タイの法律に基づき設立された法人または事業体

- 株式会社
- 上場会社
- パートナーシップ²

タイの法律に基づいて設立された企業はタイにおける居住者であるため、全世界所得に対してタイの法人税が課せられます。

2.2 タイ国外の法律にて設立された会社または事業体のうち、以下を行うもの：

- タイで事業を行う。
- タイ及びタイ国外で事業を行う。
- 商品の運送または乗客の運搬について、タイ及びタイ国外で事業を行う。
- タイで事業を行うため従業員、代理人、または仲介者がいて、その結果としてタイで所得または利益を得ている。
- タイでは事業を行っていないが、タイ歳入法典第 40 条 第 2 項から第 5 項 または第 6 項 に基づいてタイからまたは、タイで支払われる課税所得を得ている。
- タイでの事業運営による利益をタイ国外にある法人または個人に分配すること。

外国企業は、タイで行われる事業から生じる、またはその結果生じる利益に対して課税されます。タイで事業を行っていない外国企業は、タイから、またはタイで支払われた特定の所得に対して源泉徴収の対象となります。

3.税率

タイの法律に基づき設立された法人は、課税所得に対して 20%の税率が課されます。会計期間の最終日における払込資本金が 500 万バーツ以下、かつ収益が 3,000 万バーツ以下の中小企業（SME）は、2013 年以降、最初の課税対象となる総利益 30 万バーツに対する税金を免除されています。

課税所得が 1~30 万バーツまで	免除
同 30 万超~300 万バーツまで	15%
同 300 万バーツ超	20%

² 2 人以上の個人が共同経営者として事業を行う合意によって形成される特定の種類の法的関係。2 人以上の者が、そこから得られる利益を共有することを目的として、共通の事業のための単位に合意する契約と定義づけられています(タイ国民商法典第 1012 条参照)。Ordinary partnership と Limited partnership の 2 種類が存在します。

4.税金計算

課税所得は、会計期間中に行われた事業から生じた収益の合計から、会計期間中に行われた事業に関連する会計上の発生費用を差し引いたものになります。会計期間は、以下の場合を除き、12ヶ月とします(ただし、12ヶ月未満となる場合もあります)。

- a) 新しく設立された会社または事業体は、設立日から任意のある日までの期間を最初の会計期間として使用することを選択できます。
- b) 会社または事業体は、会計期間の末日を変更するようにタイの歳入局事務局長に申請することができます。

タイで法人を設立した納税者は、全世界の所得、利得、利益に対して法人税が課されます。タイに支店がある外国企業の納税者は、タイで行われる事業から生じる、またはその結果として生じる所得、利得及び利益のみが税金計算の対象となります。

4.1 課税所得と免除

課税所得に関しては、タイ歳入法典により、法人税の観点から配当所得など所得の一部が税金計算から免除される場合があります。配当金免除の条件は以下の通りです。

- タイ証券取引所に上場している企業が受け取る配当金
- タイで設立され、他の会社の議決権株式の25%以上を保有する会社が受け取る配当金。但し、直接的または間接的に相互保有しておらず、配当金の受け取り前3ヶ月以上及び受け取り後3ヶ月以上の期間、当該株式を保有していなければなりません。
- 上記以外でタイで設立された会社は、タイで設立された別の会社から受け取った配当金の50%を益金不算入とすることができます。但し、源泉徴収義務があります。

4.2 損金算入等

法人税計算には、タイ歳入法典第65条第2項及び第65条第3項に記載されている計算条件と損金不算入項目があります。

タイ歳入法典に基づく損金算入項目(以下、例示)

- ・ 減価償却費
(勅令(Royal Decree No.145)で指定された規則、手順、条件及び率に従って計算される固定資産に係るもの)。資産の減価償却及び減耗償却は、当該資産の取得時点から経過期間に比例して控除されます。
- ・ 会社の資本準備金または資金以外にかかる利息
- ・ タイ政府に支払われる税金(法人税及び付加価値税を除く)
- ・ 過去5会計期間に生じた繰越欠損金
- ・ 貸倒損失
(省令(2021年1月改正第186号)で定められた条件に従っている場合、損金算入対象と

なる可能性があります。)

- ・ 寄付金

(純利益額の最大 2%を上限とする。)

- ・ プロビデントファンドへの拠出

- ・ 交際費

(総収入額の最大 0.3%を上限とする、但し、1,000 万バーツを超えない。)

- ・ 公立教育機関への寄付、及び、公立公園、公共の遊び場、及び/または運動場の維持に使用された費用。

さらに、通常の必要経費とは別に、特別な条件下において、以下の費用の損金算入が認められます。

4.3 特別償却

特定の資産の場合:

- 研究開発用の機械及び設備は、当初、取得原価の 40% を減価償却でき、残額を年間 20% の最大償却率で減価償却できます。
- コンピューターのハードウェアとソフトウェアは 3 年間で減価償却できます。

中小企業の場合: 固定資産 (土地を除く) が 2 億バーツ以下、従業員 200 人以下の有する企業:

- 機械及び設備は、当初、取得原価の 40%を減価償却でき、残額を年間 20%の最大償却率で減価償却できます。
- コンピューターのハードウェアとソフトウェアは、当初、取得原価の 40%を減価償却でき、残額を 3 年間で減価償却できます。
- 工場の建物は、当初、取得原価の 25% を減価償却でき、残額を年間 5%の最大償却率で減価償却できます。

4.4 その他の費用

- 研究開発費 200%控除
- 教育訓練費 200%控除
- 障害者向けの機器の提供に対する支出 200%控除
- 電子納税システム (e-tax systems) の投資に関連する費用 200%控除

ただし、以下の項目は、損金不算入 (または一部、損金不算入) になります。

- 引当金、準備金への繰入額または基金への拠出 (登録プロビデントファンドを除く)
- 個人的費用と贈答
- 法人税及び付加価値税 (特定のケース)、罰金、科料、及び課徴金
- 合理的な金額を超える株主に支払われた給与
- 受取人が特定できない費用

5. 税務申告と納税

企業は法人税申告書の作成と申告を行う義務があります。企業は税金を計算し、期限日以内に申告書を提出しなければなりません。

1. 中間申告書 (PND.51) - 中間申告書 (PND.51) の申告と納税は、会計期間の最初の 6 ヶ月が終了してから 2 ヶ月以内に行う必要があります。

中間申告書は、最初または最後の会計期間 (12 ヶ月未満の可能性がありますが) には必要ありません。

PND 51 の申告は、年間予想利益に基づく法人税総額の 50% を前払いすることになります。但し、上場企業、銀行、及び最初の 6 ヶ月間の実際の純利益に基づいて税金を計算する必要があると法律で定義されているその他の企業は除きます。中間納付額は、年間の確定税額から控除されます。

2. 年次申告書 (PND50) - 決算日以降 150 日以内に申告・納税しなければなりません。

法定財務諸表、その年度の監査済貸借対照表及び損益計算書を申告書に添付する必要があります。法定財務諸表は、タイの公認会計士の監査証明が必要です。法人の事業年度は会計期間 (例えば 1 月 1 日から 12 月 31 日まで) と同じです。

申告が遅れた場合には、追徴金や罰金が課せられます。追徴金は課税された税額と同額が上限になります。所得税の申告を怠った場合、最大で税額の 2 倍の罰金が科せられることがあります。賦課税額を上限として、毎月の支払税額の 1.5% の追徴金という形でのタイムペナルティも課せられます。歳入局は通常、脱税の意図がなく、担当官に全面的に協力した場合には、罰金を最大 50% まで減額する裁量権を有しています。歳入局事務局長は罰金をさらに減額することもできますが、追徴金に関しては通常減額しません。

6. 税務調査

申告書の提出日から 2 年以内に、税務調査官は、企業役員に対して、会計及び関連情報の提出を求める召喚状を発行することができます。税務調査官は、必要な書類を提出するために 7 日間前に通知しなければなりません。

帳簿と記録の検査は通常、対象企業にて行われますが、検査のために資料がタイ歳入局に転送される場合もあります。税務調査完了後、税務調査官は発見された証拠に基づいて以前の申告金額を調整できます。その後、税務調査官は罰金や追徴金を含む新たな評価結果を発行し、繰越可能な損失額を調整できます。

税務調査は、脱税の意図の証拠がある場合、及び企業が税金の還付請求を行った場合、申告書提出日から最長 5 年間延長される可能性があります。

例えば、付加価値税 (VAT) の還付申請時に税務調査が行われます。この際、実務上は VAT 以外の税についても調査対象となる場合がある点にご留意ください。

7. その他課税規則

一般的な法人税率 20%の徴収とは別に、業界、業種、関連当事者との取引（移転価格）、またはそのうち、組織再編のような特定の課税規則があります。

以下に特別な業界に対する具体的な課税例を示しますので、ご参照ください。

a. 石油所得税

石油所得税は、石油所得税法（PITA）により、石油探査及び生産の事業を行う「石油納税者」の純利益に対して毎年課税されます。石油所得税は、控除後の純利益に対して 50% の税率で課税されますが、これは、タイ歳入法に基づいて課税される石油納税者以外の場合と異なります。

b. 保険会社

生命保険会社は、再保険料を控除した後、課税年度の受取保険料の最大 65% を準備金として積み立てることができます。生命保険契約の保険金額が支払われた場合、既に積み立てた金額は控除されません。積立金の超過額は収入に戻さなければなりません。

一般保険会社は、再保険料を差し引いた後、課税年度の受取保険料の最大 40%を準備金として積み立てることができます。準備金は次の課税年度の収入に含まれます。

c. 外国企業の支店

外国企業は、支店を通じてタイで行われる事業に起因する純利益に対して課税されます。タイ企業に適用される税金計算ルールが適用されます。支店は通常の法人税率 20% に基づき課税されます。海外本社に送金された支店の利益には、国外所得の処分に対してさらに 10%の源泉税が課せられます（資金移動に限定されず、資金移動を伴わない利益も対象となります。）。

その他の事業体については、参考までに、その他の事業体、つまり外国法に基づいて設立された会社または法人パートナーシップに対する課税の例を以下に示します。

d. 合併事業

合併事業は法人税法の目的でのみ認められます。合併事業は会社と同じように課税されます。ただし、配当金のように外国企業が追加の法人税を課されない場合、タイの国内企業または支店が受け取る共同利益の持分には追加課税はありません。タイで事業を行っていない外国企業に支払われる利益の分配は配当として扱われ、配当源泉税の対象となります。

e. 不動産代理人

タイに居住する不動産代理人は、外国企業に代わって国内課税の対象となる可能性があります。代理人は、代理人に帰属する支店の純利益についてタイの法人税の対象となります。

以下のことが証明できる場合、代理人には課税されません。

- 通常の業務において、代理人は特定の外国企業やそのグループを代表するものではなく、外国企業全般のために行動している。
- 代理人と外国企業との間には、代理人が他の外国企業のために行動する権利を制限する合意がない。

- 代理店は外国企業から手数料以外の利益を得ていないこと。
- 購入者が、商品代金を外国企業に直接支払うか、または支払うことに同意していること。

f. 駐在員事務所

駐在員事務所が本社に向けて、または本社の指示に従って商品を購入または輸出した場合、その取引はタイ国内で行われた取引とみなされ、駐在員事務所が日タイ間での二国間租税条約に基づく恒久的施設である限り、法人税の課税対象となります。販売された商品に付加価値税が課税される場合、駐在員事務所は付加価値税を支払う必要があります。

その上、駐在員事務所が、本社がタイで購入した商品の調査に関連して本社に役務を提供する補助金を受け取った場合、その補助金は収入とみなされず、法人税の対象になりません。調査に関連して役務を提供する駐在員事務所が他人に役務を提供する場合、当該役務の対価として受け取る報酬の如何に関係なく、その駐在員事務所はタイで事業活動に従事しているとみなされ、タイ歳入法典に基づいて課税所得計算にその収入を含めて、総収入に対する3%の税率にて事業税を納付する義務があります。

- タイで事業を行っていないが、第40条(2)(3)(4)(5)または(6)に基づいてタイから、またはタイで支払われる課税所得を受け取っている外国法人
- タイで事業を行っていない外国企業に支払われる配当金には10%の源泉税が課されます。
- タイで事業を行っていない外国企業に支払われる利息及びロイヤリティには、二国間租税条約にて定められた軽減税率を適用した上で、15%の源泉税が課されます。
- タイで事業を行っていない外国企業がタイにおいて株式を売却して得たキャピタルゲインには、二国間租税条約で定められた軽減税率を適用した上で、15%の源泉税が課せられます。購入者は税金を源泉徴収します。
- タイ国外で提供されるサービスに対して外国企業に支払われる管理費及び専門家報酬には、15%の源泉税が課せられます。タイと租税条約を結んでいる国の居住者であり、タイに恒久的施設を持たないタイ国外の企業に支払われる報酬は、通常、源泉税が免除されません。

8. タイにおける税制優遇措置

歳入法典は、法人税の免税措置や法人税率の引き下げなど、その他税制以外の優遇措置も含め、外国投資家に様々な優遇措置を提供しています。同法によって提供される優遇措置は、特定の対象産業お地域への海外投資を誘致することを目的としています。

税制優遇措置	税率
タイ投資委員会 (BOI)	0%
タイ東部経済回廊 (EEC)	0%
タイ・国際ビジネスセンター(IBC)	3%, 5%, 8% (タイ国内にて支払われる経費支出により決まります。)

その他、事業を行う業界、事業特性、関連当事者取引（移転価格）、またはとりわけ組織再編により、特定の課税規則が適用される場合もあります。

今回取り上げていない特定の税制の条件下では、異なる特別税率等が適用される点にご留意ください。

9. 終わりに

税務調査等、個別別具体的な事象・状況に応じた対応が求められるため、都度、最新の法令をご確認頂き、必要に応じて専門家にご相談下さい。

お問い合わせ先

日系企業の現地駐在員の皆様は、平常業務に加え、会計監査対応、各種税務申告・移転価格税制対応、M&A・組織再編の検討等、専門性の高い業務も担われております。Grant Thornton Thailand では、これらの分野において日系企業の皆様のサポートするため、タイ常駐の日本人公認会計士が日本語で丁寧に対応いたします。

担当者



日本国公認会計士 / Director of Japanese Business Practice
Grant Thornton Taiyo Thai Co., Ltd.
E Tadashi.Kodaira@th.gt.com

Disclaimer

本文書の正確性、適切性には慎重を期しておりますが、いかなる保証を与えるものではありません。本文書は情報提供のみを目的として作成されています。本文書にて提供している情報は、利用者の判断・責任においてご使用ください。本文書は専門的、技術的、法律的なアドバイスを提供するものではありません。本文書で提供した内容に関連して、利用者が不利益等を被る事態が生じ

タイ・会計税務としても Grant Thornton Thailand 及び Grant Thornton 加盟事務所は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。